

新春 博物館長が語る

特別展「土浦のたからもの」によせて

皆さま、明けましておめでとうございます。今年もは幾分感染症の恐怖から逃れつつある感じがいたします。

おかげさまで博物館(昭和63年開館)の空調関係リニューアル工事を終え、1月6日(土)より改めて開館の運びとなりました。その記念として、第44回特別展「土浦のたからもの」守り伝える、未来へ」において、博物館が収蔵する「たからもの」を公開します。

博物館には「国宝」「重要文化財」「重要美術品」「県指定」「市指定」の評価を得た物品のほかに、今後の評価を待っておびただしい諸種の「文化財」があります(すべて要指定ではありません)。それらを展示に供するには、かなりの歳月が必要

です。さて、今回の特別展示に出品する「たからもの」の一つに「武田信玄朱印状(武田家朱印状)」があります(石田文書・写真①)。文言中に「小田衆」とあり、小田氏族の末孫から博物館に寄贈された、伝来の確かな古文書の原本です。内容から「過所」とも呼ぶうる戦国時代の関所通行許可状で、わずか本文三行の簡略なものです。

その文言は次のとおりです。

小田衆拾人
無相違可勘
過者也、仍如件
丁卯
五月晦日 甘利左衛門尉
奉之
諸役所中

この古文書の見どころは、

- ①この「小田衆」が、武士(小田氏被官)家来なのか、商人などなのかは不明。いずれにしても武田氏側の呼称か。
- ②この証状により、「小田衆」は武田氏支配領域の「関」の通行が可能である(小田氏と武田氏の、当時の友好関係を知る)。
- ③龍朱印(二重円の中に龍姿)は、武田信玄・勝頼使用の印章である(「主要大名の印章」(写真②)参照)。
- ④「丁卯」永禄10(1567)年5月晦日「付け」の武田信玄朱印状であるが、信玄自身の押印でもなく、自筆でもない(全文右筆書きで、信

玄の承認のもとで側近衆による押印か(「朱色」が鮮やかである)。
⑤料紙は楮紙、形態は折紙(合わせ目を上に、折り目を下に)で、丁寧な書札である(武田氏の小田氏への礼儀か)。
⑥改めて読み下すと、

小田衆拾人、相違なく勘過すべきものなり、よつてくだんのごとし
丁卯(永禄十年) 五月晦日
甘利左衛門尉 これを奉わる
諸役所中

【訳】
(常陸)小田の人々を間違ひなく検閲の上で「関」を通行させなさい。

- ⑦この処置の指示者(当主信玄の意を奉じて)は甘利左衛門尉信忠(昌忠とも、武田家宿老の一人)でいわゆる「取次(信玄側近)」である。
- ⑧このとき甘利信忠は西上野箕輪城代(群馬県箕輪町)で、信玄自身も西上野出陣中。
- ⑨従って、「小田衆拾人」は所用(不明)のために、

「西上野」の武田氏領を通行(関所は一か所とは限らない)したかと考えられる。人数からも戦陣とは言いがたく、あるいは商人体の通行か(ただし、伝来保管の末孫は小田氏族の一家である)。
⑩武田氏の「龍朱印状」の遺例は多いが、小田氏関係(本文書も「諸役所」宛てとはいえ、「小田氏」宛ての許可証でもある)では現在茨城県内唯一の伝来である。

「小田衆」の内実、当時小田氏と武田氏の外交関係など、未知の課題を残していますが、戦国期小田氏に関わる貴重な史料(古文書)です。鎌倉時代以来の家系を誇る中世小田氏ではありますが、本宗家および庶流系の「小田文書」と言える古文書類の伝来は無く、他氏族宛てが散見する程度です(「筑波町史 史料集 第八篇」(昭和59年)参照)。

今後も小田氏関係の資料(古文書・古記録・その他)収集は続きます。皆さまのご協力をお願い申し上げます。
では、私の年頭の詠一首です。

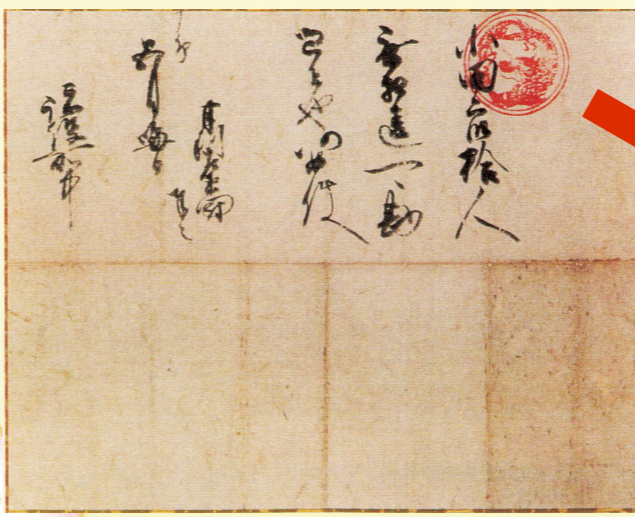
小筑波を 彼方にのぞむ枯れ野道

霜おく橋に 鷺の舞い来る



徳川家康 「福德」	豊臣秀吉	織田信長 「天下布武」	上杉輝虎 「梅」	武田信玄・勝頼
徳川家康	豊臣秀吉	織田信長 「麒麟」	上杉輝虎	武田信玄

写真② 主要大名の印章・花押



印章(龍朱印)拡大
※令和6年は辰年です

写真①
武田信玄朱印状
縦28.8cm×横36.7cm
(土浦市立博物館所蔵(石田文書)、市指定文化財)
※特別展での展示は2月12日(月)までです。



糸賀茂男
土浦市立博物館館長
上高津貝塚ふるさと歴史の広場館長
常磐大学 名誉教授